

# 長野県農村生活マイスター認定要領

制定	4農技第99号	平成4年4月23日
一部改正	10農技第685号	平成11年2月17日
一部改正	14農技第534号	平成14年10月22日
一部改正	15農技第345号	平成15年8月1日
一部改正	18農振第226号	平成19年3月30日
一部改正	元農振第148号	令和元年5月30日
一部改正	2農振第47号	令和2年4月1日
一部改正	2農振第637号	令和3年3月30日

## 第1 趣旨

より豊かな農家・農村社会の発展を目指して、地域農業の振興、望ましい農家生活の推進及びむらづくり活動等に女性の立場から取り組み、地域の実践的リーダーとして活動することをねらいに、農業経営と農家生活の向上に意欲的な女性農業者を長野県農村生活マイスター（以下「農村生活マイスター」という。）として認定する。

## 第2 農村生活マイスターの役割

農村生活マイスターの役割は、次のとおりとする。

- (1) 望ましい農家生活の実践と地域への波及
- (2) 地域農業振興に関する活動への積極的な参画
- (3) 農業やくらしをささえる地域活動の推進
- (4) 農業後継者の育成指導
- (5) 農村女性団体等の活動及び連携の促進
- (6) 農村女性の社会参画に関する活動の促進
- (7) 家族経営協定の推進
- (8) 地産地消活動の実践と推進
- (9) 伝承活動及び交流活動の実践と推進

## 第3 農村生活マイスターの認定要件

農村生活マイスターは、次に掲げる要件を満たす女性農業者とする。

- (1) 農業経営・農家生活の向上及び地域振興に意欲的に取り組み、地域の信望が厚いこと。
- (2) 農業又は生活等の実践集団に所属し、積極的に活動していること。
- (3) 年齢がおおむね40歳から60歳であること。

## 第4 農村生活マイスターの認定

### 1 認定申請

農村生活マイスターの認定を受けようとする者は、様式第1号による申請書を、住所地を管轄する農業農村支援センターを経由して知事に提出するものとする。

### 2 市町村長の意見

農業農村支援センター所長は、前項の規定により申請した者について、第3の要件を満たすと認められる場合は、申請者の地域での実践活動について、その住所地の市町村長の意見を付したうえで、農政部長に進達するものとする。市町村長の意見書は、様式第2号のとおりとする。

### 3 研修の実施

前項の規定により推薦された者は、農村生活マイスター事前研修を受講するものとする。

### 4 認定

- (1) 知事は、農村生活マイスターの認定にあたり、学識経験者、農業関係団体等で構成する長野県農村生活マイスター認定会議（以下「認定会議」という。）の意見を聴き、適当と認める者を農村生活マイスターとして認定するものとする。
- (2) 知事は、農村生活マイスターとして認定した者に対し認定証を交付するものとする。認定証は、様式第3号のとおりとする。

## 第5 認定の取り消し

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定会議の意見を聴いたのちに農村生活マイスターの認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 農村生活マイスター認定者から様式第4号による辞退の届け出があった場合
- (2) 農村生活マイスター認定者としての適格性を欠いた場合

## 第6 その他

知事は、この要領に定めるもののほか認定に必要な事項を別に定めることができるものとする。